

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	令和4年6月29日
【発行者の名称】	アザース株式会社 (az-earth Co.,Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役 中川 周平
【本店の所在の場所】	愛媛県松山市松前町二丁目6番地11
【電話番号】	089-989-3916
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 稲葉 修一
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三宅 卓
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	アザース株式会社 http://www.az-earth.com/ 株式会社 東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第13期	第14期	第15期
決算年月		令和2年3月	令和3年3月	令和4年3月
売上高	(千円)	194,498	156,015	140,234
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	4,791	5,007	△2,967
当期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	3,556	4,254	△9,055
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—	—
資本金	(千円)	14,959	14,959	14,959
発行済株式総数	(株)	257,000	257,000	257,000
純資産額	(千円)	57,088	61,342	52,286
総資産額	(千円)	137,097	192,849	166,466
1株当たり純資産額	(円)	222.13	238.69	203.45
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額又は 当期純損失(△)	(円)	13.84	16.55	△35.24
潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	41.6	31.8	31.4
自己資本利益率	(%)	6.4	7.2	—
株価収益率	(倍)	24.57	20.54	—
配当性向	(%)	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	10,728	7,883	1,131
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△743	△5,325	△1,216
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△8,232	53,191	△17,992
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	52,619	108,368	90,291
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕	(名)	7 〔46〕	8 〔38〕	10 〔37〕

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については掲載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

5. 第15期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

6. 第15期の株価収益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
8. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第15期の期首から適用しており、第15期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
9. 第15期の当期純利益又は当期純損失（△）の大幅な減少は、固定資産に係る多額の減損損失の計上によるものであります。

2 【沿革】

当社は、地域社会に文化として残る「食」を提案することを目的として、平成17年11月15日に、愛媛県松山市一番町において、当社の創業者であり現代表取締役・中川周平が、個人事業として「麵鮮醬油房 周平」を開店したのに始まり、平成19年6月1日にアザース株式会社法人改組を行いました。創業の地である愛媛県において、つけ麺、自家製麺、化学調味料不使用のメニューづくりを手掛け、創業者の哲学とキャラクターによりメディアの露出を増やししながら、県内外に直営店及びフランチャイズ店の新店舗を展開してきました。

平成24年3月には、初の海外展開となる「麵鮮醬油房 周月」香港Central店をオープンさせ、現在までに複数の海外店舗をフランチャイズとして展開しています。平成26年には、ミシュランガイド香港・マカオに香港の2店舗が掲載され、現在まで9年連続で掲載されるなど海外からも一定の評価を得ています。

当社に係る経緯は下表のとおりです。

年月	概要
平成17年11月	「麵鮮醬油房 周平」愛媛県松山市一番町にオープン
平成19年6月	個人事業からアザース株式会社（出資金600万円）へ改組
平成21年6月	「つけめん 真中」愛媛県松山市三津にオープン
平成21年12月	「麵鮮醬油房 周月」広島鷹野橋店を広島県広島市中区にオープン
平成22年9月	「麵鮮醬油房 周月」山口平生店を山口県熊毛郡にオープン
平成23年6月	「麵鮮醬油房 周月」高松店を香川県高松市にオープン
平成24年3月	海外展開第一号「麵鮮醬油房 周月」香港Central店を香港にオープン
平成24年8月	資本金を700万円に増資
平成25年4月	「麵鮮醬油房 周月」香港QuarryBay店を香港にオープン
平成25年7月	「つけめん 真中」新居浜店を愛媛県新居浜市にオープン
平成26年1月	「麵鮮醬油房 周月」香港Central店、香港QuarryBay店の二店舗が、「ミシュランガイド香港・マカオ」の「Bib Gourmand（ビブグルマン）」に選定され、同ガイドの2014年度版に掲載される（直近2022年度版まで9年連続掲載）
平成26年7月	「麵鮮醬油房 周月」鳥取賀露店を鳥取県鳥取市にオープン 第30回「日本Web大賞！」（日本Webユーザーズ協会主催）のWebサイト部門「協会アイデア賞」を受賞
平成28年12月	「中華そば 八平」を愛媛県今治市にオープン
平成29年3月	資本金を1,000万円に増資
平成29年6月	資本金を1,495万9,000円に増資
平成30年2月	「麵鮮醬油房 周月」香港CausewayBay店を香港にオープン
平成30年4月	「油そば 周平」を愛媛県松山市にオープン
平成30年5月	「麵鮮醬油房 周月」上海店をオープン
平成30年9月	東京証券取引所 TOKYO PRO Market市場に上場
平成31年1月	「麵鮮醬油房 周月」タイバンコク店をオープン
令和2年1月	「中華そば八平」を事業譲渡
令和2年9月	「麵鮮醬油房 周月」スロバキア店をオープン

3 【事業の内容】

当社は、ラーメンを主力商品とする飲食店事業を営んでおり、メニューや運営形式の違いによる複数のブランドで、創業地の愛媛県を中心に国内・国外に店舗を展開しております。

令和4年3月31日現在の店舗数は、直営店国内3店舗、フランチャイズ店11店舗（うち国内5店舗、海外6店舗）となっております。

当社の特長として、創業者の掲げる徹底した経営哲学・ビジョンがあげられます。

経営理念は「食文化を提案する」であり、ブームではなく百年、千年続く文化として食を追求することで、地域社会に貢献していくことを目指しています。例えば、地域産品を無理に使うのではなく、その土地で長く愛される味を守り継ぐことに取り組んでいます。

提供する商品においては「やるなら、本物を」との哲学のもと、従業員が休日に食べにくる店、自分の子供に食べさせ自慢したくなるメニューを目指しています。商品には、化学調味料を一切使用せず、利酒師とソムリエの資格を持つ創業者が原材料を徹底的に厳選しています。

他方、店舗展開においては、メインストリートではなく、あえてアクセスには不利と考えられる路地裏に出店する戦略を取っています。それにより出店コストを抑えるだけでなく、わざわざ食べにくる顧客に絞ることで、数ではなく質にこだわるブランド構築をはかると同時に、混雑を回避することで、顧客が安心して食べることができリピートにつながる環境づくりを目指しています。またメニューの数を絞ることで、顧客に商品をイメージしやすくしてもらおうと同時に、ここでも顧客回転数を上げるなど店舗運営コストを抑えます。それら戦略のもとに抑制された運営コストは、原材料や従業員へと還元するなど、経営資源を重点配分することで、より質の高い商品とサービスを生み出し、独自性と新規性、社会性を強く押し出すブランド構築とリピーター・ファン層獲得の推進を図ります。

当社の事業は、運営形式の違いにより、直営店事業とフランチャイズ事業（以下、FC事業という。）に分かれ、各事業の内容は以下の通りであります。

なお、次の事業は「第6 経理の状況 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

(1) 直営店事業

創業地の愛媛県において、厳選された食材・自社製造の麺を使用し、メニューの違いによる複数のブランドでラーメン・つけ麺を中心とした飲食店の運営、製麺の販売を行っております。

当社の直営店舗は以下の3つのブランドで展開しております。

ブランド	概要
麺鮮醤油房 周平 	全店舗のフラッグシップブランド。 創業店の松山一番町店のみ展開。創業者の名を冠し、フランチャイズ店舗のひな形的存在である。愛媛県大洲市にある梶田商店の生揚げ醤油や自家製麺を使った醤油ラーメン「周平らーめん」やつけ麺、油そばを提供。
	つけ麺専門店ブランド。

つけめん 真中		<p>圧力鍋で煮込む濃厚鶏白湯スープをベースに、創業店である周平の人気メニューのつけ麺を進化させ、味噌味などを加えた4種類のつけだれを提供。</p>
油そば 周平		<p>油そば専門店ブランド。 「麵鮮醬油房 周平」の人気メニューである油そばを提供。お客様の要望により今年度からつけ麺もメニューに加わる。学生街の中心に出店し、ご飯無料など学生に支持される店づくりが特長。</p>

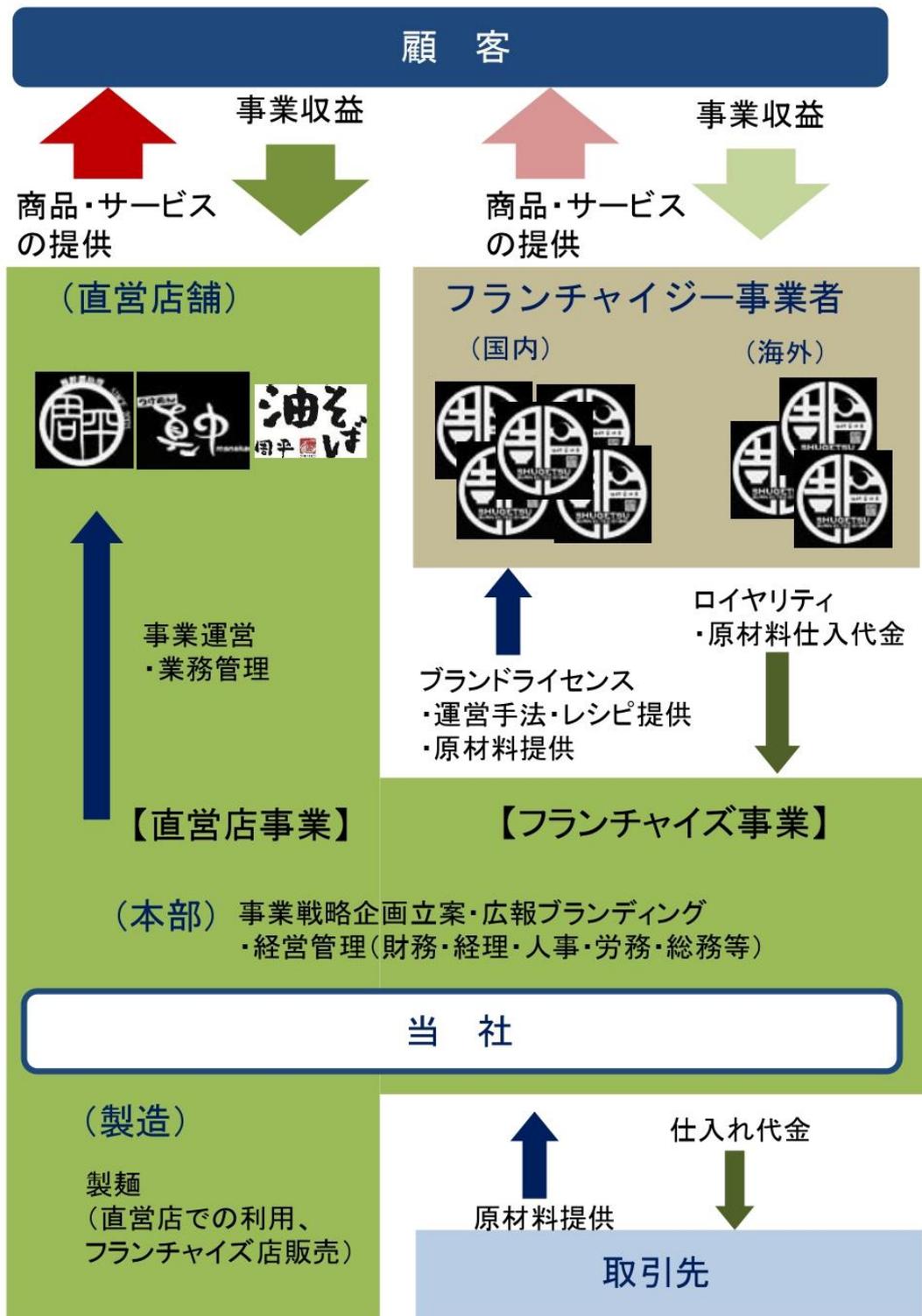
(2) F C 事業

国内・海外において、フランチャイズ加盟店に対してのれん・レシピ・運営ノウハウ提供及び原材料・備品の提供・販売を行っております。

F C 事業では、以下の通り、「麵鮮醬油房 周月」を主たるブランドとして国内外に展開しております。当社は、戦略的に単純な拡大路線を取りませんが、現在も新規出店のオファーが複数あります。

ブランド	概要
<p>麵鮮醬油房 周月</p> 	<p>「麵鮮醬油房 周平」を店舗・メニューのひな形とするフランチャイズ店舗ブランド。国内5店舗、海外では香港に3店舗、タイバンコクに1店舗、サブフランチャイズ店舗として上海、スロバキアに1店舗ずつ展開している。香港店はミシュランガイドに9年連続で掲載されている。</p>

事業の系統図は次の通りです。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

令和4年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
10 [37]	35.0	4.5	2,764

セグメントの名称	従業員数(名)
直営店事業	8 [37]
FC事業	0 [0]
全社(共通)	2 [0]
合計	10 [37]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、給与総額(通勤手当)を含んでおります。
3. 平均年間給与には、臨時従業員の給与は含まれておりません。
4. FC事業は、直営店事業の従業員が兼務しております。
5. 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度における我が国の経済は、前年から続く世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等により、内外経済が大幅に悪化する中で推移いたしました。日本政府による特別定額給付金やワクチン接種の推進等により景気は緩やかに持ち直しの動きはみられたものの、国内での感染拡大への懸念がおさまる気配はなく、依然として先行き不透明な状況が続いております。

外食業界におきましては、政府および各自治体からの会食の自粛要請や営業時間短縮要請によって来店客数が減少し、厳しい経営環境が続いております。

このような環境下にあつて当社は、従業員の出勤前検温の実施、手洗い・手指消毒の励行、マスクを着用するなど、従業員の健康維持につとめるとともに、接客をはじめとした店舗力底上げを最重要課題とし、既存メニューの品質改善に継続して取り組み、生産性の維持・向上をはかりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は140,234千円(前年同期比10.1%減少)、営業損失は22,592千円(前事業年度は営業損失1,200千円)、経常損失は2,967千円(前事業年度は経常利益5,007千円)、当期純損失は9,055千円(前事業年度は当期純利益4,254千円)となりました。

セグメントごとの業績を示すと、次のとおりであります。

(直営店事業)

直営店事業におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大により街中での人の動きが抑制され、時期によっては自治体によるまん延防止等重点措置への対応のため営業時間の短縮を行ったこともあり、松山市繁華街にある「麺鮮醤油房 周平」は年間を通して低調に推移しました。

「つけめん真中」は、松山市内ではありますが郊外店舗でファミリー層をターゲットにしている為、大きな影響を受けることもなく、堅調に推移しました。

「油そば周平」は立地が大学前の学生をターゲットにしていますが、新型コロナウイルス感染症の影響で当事業年度も大学ではオンラインによる遠隔授業が継続されており、前事業年度と同様売上は低調に推移しました。

また前事業年度に開始したお土産用の「家で作る油そば」においては、売上全体に占める割合はまだまだ小さいものの、自社の認知度向上に貢献しています。

この結果、売上高は98,499千円(前年同期比9.9%減少)セグメント利益は8,281千円(同62.6%減少)となりました。

(FC事業)

当事業年度は、前事業年度と同じく国内FC5店舗と海外FC5店舗との取引がありました。国内FC店舗の新型コロナウイルス感染症の影響は軽微に抑えられていますが、海外FCは客数の大幅減少により前事業年度同様厳しい状況が続いています。この結果、売上高は41,734千円(前年同期比10.7%減少)、セグメント利益は14,957千円(同18.1%減少)となりました。

そのような環境下ではありますが、令和4年3月にアメリカ合衆国カリフォルニア州での新規FC店開設の契約を締結しました。令和4年度中のオープンに向けて鋭意準備を進めているところです。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末と比較して18,076千円減少し、90,291千円となりました。当事業年度末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は1,131千円（前年同期は7,883千円の獲得）となりました。これは主に助成金の受取額17,998千円に対し非資金損益項目等の調整を加減した営業取引による支出15,137千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は1,216千円（前年同期は5,325千円の使用）となりました。これは主に、保険の積立てによる支出1,308千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により使用した資金は17,992千円（前年同期は53,191千円の獲得）となりました。これは長期借入金の返済による支出17,992千円があったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 仕入実績

当事業年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高(千円)	前年同期比(%)
直営店事業	26,398	93.9
F C 事業	23,901	92.4
合計	50,300	93.2

(注) 金額は、仕入価格によっております。

(3) 受注実績

該当事項はありません。

(4) 販売実績

当事業年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
直営店事業	98,499	90.1
F C 事業	41,734	89.3
合計	140,234	89.9

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、国内外において、複数ブランド、複数店舗のラーメン専門店を展開しています。「食文化を提案する」を経営理念とし、急速な事業展開をはかるのではなく、地域に文化として支持される店づくりを目指しています。例えば、原材料等に無理に地場の特産物を使うということではなく、その土地で長く愛される味を守り継ぐことが当社の使命と考えます。同時に、会社も店も「人」が命と考えます。「共に働く仲間」の環境が良くなければ、顧客に満足を与えることはできないという信念のもと、飲食業界の慣例・常識を打ち破り、むしろその飲食業界から労働環境の整備、働き方の改革を推し進めていくことに挑戦しています。

このように、何よりもまずスタッフのことを考え、「従業員が休日に食べにくる店」づくり、「自分の子供に食べさせたいメニュー」、「家族に自慢したくなる商品・サービス」づくりに取り組んでいます。そのためにも、単に味や素材にこだわる商品づくりではなく、長く愛される味、何度も食べに来ることのできるメニュー構成、体が喜ぶ素材選びが必須であると考えています。

他方、顧客においては、リピート顧客が安心して食べに来ることのできる店づくりを明確に打ち出しています。幹線道路のロードサイドのような、目立たせ、沢山の見客を集める店舗展開ではなく、メインストリートからあえて外れた、いわば「路地裏」の立地を選ぶことによって、リピート客が足を運びやすい環境づくりを目指しています。以上のように、当社は、代表である中川周平の明確なビジョン・哲学ならびにキャラクター性を通じて、目先の自社利益のみを追求のではなく、当社が、地域社会や食文化、社会のライフワークバランスのあり方に長期的に貢献することにより、結果的に長く愛されるサービスを提供していくことを根本の経営方針として掲げ、また掲げた方針そのものが当社の強みであると考えます。

そのような当社経営方針に共感いただき、現在、国内、国外を含め、様々なパートナー企業が、当社の商品・サービスをフランチャイズ展開する、あるいはしようとしているのであり、ミシュランガイドに代表される第三者機関の評価や、何よりも多くの顧客の支持という大きな成果を得ることができていると考えています。

一方、当社を取り巻く外食産業の外部環境においては、昨年から続く新型コロナウイルスの感染症拡大が依然として経済活動に多大な影響を与えており、厳しい経営環境が続くものと予想されます。新型コロナウイルス収束の時期は未だ不透明であります。常に不測の事態に備え、全社一丸となって現況を乗り越えることに注力します。

また営業面においては、お客様・従業員の安全に最大限配慮した店舗運営体制に取り組んでまいります。

その上で、各事業においては以下のとおり取り組んでまいります。

(2) 目標とする経営指標

事業の効率性をはかる指標としては、現状の商品力を把握する上で売上高営業利益率を重視します。また現状の収益力をはかる上で総資本経常利益率（ROA）ならびに自己資本当期純利益率（ROE）を指標としています。

しかしながら、効率性、収益性、安全性以上に重視したいと考えるのは、労働生産性や、従業員満足度、顧客満足度です。各種満足度に関しては、定性データのみならず、離職率や、店舗当たり売上高の伸び率などの定量データによる指標も参考にしています。

(3) 中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

当社の経営理念を実現していくために、以下の課題に取り組み、事業の拡大に努めてまいります。

① 国内直営事業基盤の強化

当事業年度（令和4年3月期）は新規出店は実施せず、既存店の基盤固めに注力しました。翌事業年度（令和5年3月期）におきましても、直営店の新規出店は計画しておらず、新型コロナウイルス感染症の動向を見極めながら引き続き既存店の基盤固めに注力します。

② FC店の事業展開

当事業年度は、前事業年度と同じく国内FC5店舗と海外FC5店舗との取引がありました。国内FC店舗の新型コロナウイルス感染症の影響は軽微に抑えられていますが、海外FCは客数の大幅減少により前事業年度同様厳しい状況が続いています。新型コロナウイルス感染症の動向を見極めつつも、今後も大きな方向性としてはアジア地域及び欧米地域への展開を視野に入れて調査・準備を進めてまいります。

このような中で令和4年3月にアメリカ合衆国カリフォルニア州での新規FC店開設の契約を締結しました。令和4年度中のオープンに向けて鋭意準備を進めているところです。

③ 人材の採用・教育

店舗力向上のためには人材こそ何より大切であると考えており、国内外問わず、人材採用の強化を継続して行ってまいります。また人材教育におきましては、企業理念の理解の深耕、商品知識・衛生知識の向上や、サービス力の向上、店舗マネジメント手法の習得などを、自社マニュアル及び現場でのOJTにより推進してまいります。

4 【事業等のリスク】

本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は本発行者情報公表日現在において当社が判断したものでありますが、当社株式投資に関するすべてのリスクを網羅するものではありませんのでご留意下さい。

（1）外食業界の動向及び競争の激化について

当社事業の属する外食産業市場は、仕入価格や人件費上昇を反映した値上げなどで、外食単価が上昇したものの、平均単価が低めのファーストフードやファミリーレストランなどの台頭により競争が激化しております。また、コンビニエンスストアやスーパーマーケット、持ち帰り弁当や宅配ピザなど、食品小売業者との間においても価格、品質、サービス面で競争が激化しております。これらの競合の動向や外食市場の縮小等により、来客数が減少した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

（2）店舗展開と出店戦略について

当社は、愛媛県内においては、主に直営店舗による店舗運営を行っております。今後ものれん分けのタイミングや立地条件、店舗の採算性などを勘案し出店を行っていく方針としております。しかしながら、当社の出店条件に合致する物件が見つからなかった場合や、工事や人材確保等の遅れによりオープンが遅延した場合には出店を見合わせることもあり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

（3）海外展開について

当社は、香港を中心に店舗展開を進めております。しかしながら、進出国における政治、経済、法規制、

慣習等といった特有のカントリーリスクにより、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社は、海外においては現地企業と合弁契約やライセンス契約を締結し、同国内でのスムーズな店舗展開を図っております。しかしながら、パートナー企業の業績の悪化ならびに出店計画の遅れ等が生じた場合、ロイヤリティー収入や原材料販売が減少することなどにより当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 原材料の調達について

当社では、原材料の調達については、食の安全・安心を第一と考え、無添加で良質な食材の調達に努めております。しかしながら、食材の疫病や天候不順等により、必要量の原材料確保が困難な状況が生じた場合、仕入価格の高騰により当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 特定人物への依存について

当社の経営方針及び事業戦略は、創業者である代表取締役・中川周平に依存する部分が多くあります。当社では組織規模の拡大に応じた権限委譲を進めると共に、役員及び幹部社員による情報の共有化等を通じて経営組織の強化を図るなど、創業者に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。しかしながら、今後何らかの理由により創業者が当社の経営執行を継続することが困難となった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 人材の確保及び育成について

当社は、国内外への展開を行っており、人材の確保と人材の育成を積極的に行っていくことは、今後の事業展開において重要な要素だと考えております。その際、当社の理念を理解し、賛同した人材の確保が重要となっており、新卒採用だけでなく中途採用、アルバイトからの社員登用も含めて積極的に獲得を進めてまいります。しかしながら、人材の確保及び人材の育成が順調に進まない場合には、店舗におけるサービスレベルの維持や店舗展開が計画通り実行できず、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 商標権について

当社は、商標権を重要なものとして位置づけ、可能な限り商標を取得することを基本方針としております。しかしながら、当社が使用している商標が第三者の登録済の商標権を侵害していることが判明した場合、第三者から当社の商標の使用差止、使用料及び損害賠償等の支払請求がなされる可能性があります。仮にこれらの請求が認められた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 固定資産の減損会計について

当社は、すでに固定資産の減損会計を適用しておりますが、今後当社が保有する固定資産を使用する店舗の業績が悪化し、回復が見込まれない場合や、固定資産の市場価格が著しく低下した場合には、当該固定資産について減損損失を計上することにより当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 為替変動リスクについて

当社は、グローバルに事業展開を行っており、海外F C店からの原材料等の販売に伴う外貨建売上債権が発生するため、決算期末における換算差額が為替差損益として発生します。このため、香港ドルの為替レートが大きく変動した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 法的規制について

① 法的規制全般について

当社では、会社法、金融商品取引法、法人税法、労働基準法等の一般的な法令に加えて、食品衛生法をはじめとする食品衛生関連の様々な法的規制を受けております。これらの法令に関して重大なコンプライアンス上の問題が発生した場合や、法規制の改正に対応するための新たな費用が発生する場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 食品衛生法について

当社が運営する店舗は、食品衛生法の規定に基づき、所管保健所より飲食店営業の営業許可証を取得しております。店舗では衛生管理の徹底を図っておりますが、食中毒事故等が発生した場合、所管保健所からの営業許可証の取り消し、営業の禁止、一定期間における営業停止処分、被害者からの多額の損害賠償などのほか、当社における信用の低下により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) J-Adviserとの契約に関するリスクについて

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本発行情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター(以下、「同社」とします。)であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・ 上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また

「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(以下、「産活法」という。)第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産活法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産活法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難

である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
 - （a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
 - （b）甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること
 - b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
 - （a） TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
 - （b） 前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
 - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でない認められるものでないこと

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - （a） TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - （b） 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割

り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)

- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑩ 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑪ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

⑫ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

(12) 新型コロナウイルス等の感染症等について

国と各地方自治体による営業自粛を含めた新型コロナウイルス対策に則り、営業時間を短縮するとともに、店舗スタッフは検温・体調チェックをこまめに実施し、手洗い・うがいの徹底とマスク着用により感染予防に努めております。店内衛生対策については、定期的な換気とアルコール製剤による清掃、お客様の座席間に一定のゆとりを持たせるご案内など、様々な感染防止対策も行なっております。

しかし、当社の事業は、お客様のご来店を前提としているため、新型コロナウイルス感染症等の拡大による緊急事態宣言等の発令に伴い外出の自粛及び休業要請が継続した場合や当該宣言解除後においてもお客様の生活様式が変容した場合には、来店数が減少し、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は、チェーン展開を図るため、加盟店とフランチャイズ契約を締結しております。その概要は次のとおりであります。

(1) 国内

契約内容の概要	当社が所有する商標・サービスマーク等の使用許可及びフランチャイズシステムのノウハウの提供
契約の期間	契約締結日より1年間
契約の更新	自動1年更新（期間満了3ヶ月前までに、双方からの申し出がない限り）
加盟金・保証金	加盟金300万円・保証金100万円
ロイヤリティー	5万円/月 固定

(2) 海外

香港FCとの契約

契約内容の概要	当社が所有する商標・サービスマーク等の使用許可及びフランチャイズシステムのノウハウの提供
契約の期間	契約締結日より10年間
契約の更新	自動10年更新（期間満了6ヶ月前までに、双方からの申し出がない限り）
加盟金・保証金	加盟金HK \$ 50,000（香港ドル）
ロイヤリティー	HK \$ 8,000~HK \$ 20,000/月 固定（席数による）

タイFCとの契約

契約内容の概要	当社が所有する商標・サービスマーク等の使用許可及びフランチャイズシステムのノウハウの提供
契約の期間	契約締結日より20年間
契約の更新	自動10年更新（期間満了120日前までに、双方からの申し出がない限り）
加盟金・保証金	加盟金THB200,000、エントリーフィーTHB120,000
ロイヤリティー	THB20,000~THB68,000/月 固定（席数による）

アメリカFCとの契約

契約内容の概要	当社が所有する商標・サービスマーク等の使用許可及びフランチャイズシステムのノウハウの提供
契約の期間	契約締結日より3年間
契約の更新	契約更新を加盟店が希望する場合は、期間満了の6か月前までに契約更新の希望の旨をアザース株式会社に通知
加盟金・出店料	加盟金2,000,000円、出店料500,000円
ロイヤリティー	100,000円/月 固定（席数による）

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、公表日（令和4年6月29日）現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は、99,852千円（前事業年度末は、116,015千円）となり16,163千円減少しました。現金及び預金が18,076千円減少したことが主な要因であります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は、66,614千円（前事業年度末は、76,833千円）となり10,219千円減少しました。減損損失7,818千円の計上が主な要因であります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は、35,823千円（前事業年度末は、37,665千円）となり1,842千円減少しました。未払法人税等が815千円減少、未払消費税等が972千円減少、1年内返済予定の長期借入金が1,660千円減少、前受金が2,022千円増加したことなどが主な要因であります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は、78,356千円（前事業年度末は、93,841千円）となり15,485千円減少しました。長期借入金が16,332千円減少したことが主な要因であります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は、52,286千円（前事業年度末は、61,342千円）となり9,055千円減少しました。当期純損失9,055千円の計上が主な要因であります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」をご参照ください。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

「4【事業等のリスク】」をご参照ください。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度において実施した設備投資の総額は、532千円であります。セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

(1) 直営店事業

「一番町 麵鮮醤油房周平店」	製氷機	260千円
「一番町 麵鮮醤油房周平店」	製麺機	272千円

(2) FC事業

該当事項はありません。

2 【主要な設備の状況】

令和4年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物 及び構築物	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社 (愛媛県松山市)	全社(共通)	本社設備	—	— (—)	2,704	2,704	2
周平 一番町 (愛媛県松山市)	直営店事業	店舗設備	1,369	— (—)	202	1,572	3
真中 三津 (愛媛県松山市)	直営店事業	店舗設備	6,212	— (—)	277	6,490	3
周平 清水町 (愛媛県松山市)	直営店事業	店舗設備	—	— (—)	—	—	2
賃貸不動産	全社(共通)	不動産	18,952	22,428 (1,637.92)	—	41,380	—

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、機械及び装置、車輛運搬具、工具、器具及び備品、ソフトウェアであります。

3. 建物及び土地の一部を賃借しております。年間賃借料は6,836千円であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	当事業年度末現在発行数(株) (令和4年3月31日)	公表日現在発行数(株) (令和4年6月29日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,000,000	743,000	257,000	257,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	1,000,000	743,000	257,000	257,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成29年5月31日 (注) 1	57	257	4,959	14,959	4,959	4,959
平成30年7月31日 (注) 2	256,743	257,000	—	14,959	—	4,959

(注) 1. 有償第三者割当増資

発行価格174千円、資本組入87千円、割当先：投資事業有限責任組合えひめベンチャーファンド2013

2. 平成30年7月30日開催の取締役会決議により、平成30年7月31日付で普通株式1株を1,000株に分割しております。これにより株式数は256,743株増加し、257,000株となっております。

(6) 【所有者別状況】

令和4年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	1	1	—	—	2	4	—
所有株式数(単元)	—	—	570	1	—	—	1,999	2,570	—
所有株式数の割合(%)	—	—	22.2	0	—	—	77.8	100	—

(7) 【大株主の状況】

令和4年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
中川 周平	愛媛県松山市	149,900	58.33
投資事業有限責任組合えひめベンチャーファンド2013	京都府京都市中京区烏丸通錦小路 上ル手洗水町659番地烏丸中央ビル	57,000	22.18
稲葉 修一	愛媛県松山市	50,000	19.45
株式会社Shift	愛媛県松山市山越1丁目1-45 NS ビル	100	0.04
計	—	257,000	100.00

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

令和4年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 257,000	2,570	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	257,000	—	—
総株主の議決権	—	2,570	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社では、株主に対する利益還元を経営上の重要政策として認識し、業績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回、剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、当事業年度の配当につきましては、内部留保資金の確保のため実施しておりません。内部留保資金につきましては、企業体質強化、将来の事業展開のための資金等に充当してまいります。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し、内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第13期	第14期	第15期
決算年月	令和2年3月	令和3年3月	令和4年3月
最高(円)	—	—	—
最低(円)	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2. 第13期～第15期については、売買実績がありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	令和3年10月	令和3年11月	令和3年12月	令和4年1月	令和4年2月	令和4年3月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所(TOKYO PRO Market)におけるものであります。

2. 令和3年10月から令和4年3月については、売買実績がありません。

5 【役員の状況】

男性4名、女性一名（役員のうち女性の比率－％）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	中川 周平	昭和51年3月4日	平成10年4月 平成12年4月 平成17年11月 平成19年6月 株式会社一六入社 有限会社こまち入社 「麵鮮醬油房 周平」オープン アザース株式会社設立 代表取締役就任（現任）	(注) 2	(注) 4	149,900
取締役	管理部長	稲葉 修一	昭和51年1月30日	平成15年4月 平成21年7月 平成24年8月 株式会社ピュアーライフ入社 アザース株式会社入社 アザース株式会社 取締役就任（現任）	(注) 2	(注) 4	50,000
取締役	FC事業部長	高島 吉浩	昭和52年3月10日	平成13年9月 平成21年1月 平成24年2月 令和2年2月 令和2年6月 トランスコスモス㈱入社 アザース株式会社入社 香港Advance Top Limited入社 スロバキアCCS-Cargo Customs Service s.r.o入社 アザース株式会社 取締役就任（現任）	(注) 2	—	—
監査役	—	兼頭 一司	昭和46年6月23日	平成9年4月 平成17年4月 平成20年10月 平成27年10月 平成29年6月 凸版印刷株式会社入社 松下政経塾入塾 株式会社しまの会社設立 代表取締役就任（現任） 株式会社 空と海 設立 代表取締役就任（現任） アザース株式会社 監査役就任（現任）	(注) 1、3	(注) 4	—
計							199,900

- (注) 1. 兼頭一司氏は、会社法第2条第16項に定める社外監査役であります。
2. 取締役の任期は、令和2年3月期に係る定時株主総会終結の時から令和4年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査役の任期は、平成30年7月30日開催の臨時株主総会の時から令和4年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 令和4年3月期における役員報酬の総額は18,360千円を支給しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを企業経営の重要事項と位置付けております。株主をはじめ多様なステークホルダーとの適切な関係を維持し、社会に対する責任を果たしながら事業活動を行うことが長期的な業績向上や持続的成長の目的達成に最も重要な課題のひとつとして考えております。コーポレート・ガバナンスの機能を充実させ、透明性と公正性の高い経営を確立することは当社の重要な基本的責務であります。この為、当社は取締役会を中心とした経営監督・監視機能を強化し、内部統制・リスク管理等の問題に対処するため、コーポレート・ガバナンス体制を整備し、持続的発展を第一義に考えた事業運営を行うこととしております。

② 会社の機関の内容およびコーポレート・ガバナンス体制について

1) 取締役会

当社取締役会は、3名の取締役で構成されております。取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。取締役は、会社の業務執行状況を取締役に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

2) 監査役

当社は監査役制度を採用しており、1名で構成されております。監査役は監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

3) 内部監査

当社は会社組織・制度及び業務が経営方針及び社内規程等を遵守し、適切に遂行されているかを検証・評価し助言することにより業務改善を推進するため、経営企画室に被監査部門から独立した内部監査担当者を配置し、代表取締役の指示により各部門の内部監査を実施しております。監査を実施するにあたっては監査役と情報交換を随時行い、連携しながら効果的・効率的な監査を実施しております。

4) 会計監査

当社は、監査法人ハイビスカスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお令和4年3月期において監査を執行した公認会計士は堀俊介氏、御器理人氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士1名、その他1名であります。なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

⑥ 役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストックオプション	
取締役 (社外取締役を除く)	17,760	17,760	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—
社外役員	600	600	—	—	1

⑦ 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利害を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑧ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は5名以内、監査役は3名以内とする旨を定款に定めております。

⑨ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪ 自己株式の取得

当社は、自己株式の所得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

⑫ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑬ 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
4,200	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6 【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当事業年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の財務諸表について、監査法人ハイビスカスの監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	108,368	90,291
売掛金	4,676	6,486
商品	201	280
原材料及び貯蔵品	1,623	1,259
前渡金	30	59
前払費用	347	370
その他	1,037	1,254
貸倒引当金	△269	△150
流動資産合計	116,015	99,852
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※2 33,063	※2 23,332
構築物（純額）	3,821	3,201
機械及び装置（純額）	413	0
車両運搬具（純額）	4,951	2,686
工具、器具及び備品（純額）	998	480
土地	※2 22,428	※2 22,428
有形固定資産合計	※1 65,675	※1 52,129
無形固定資産		
ソフトウェア	87	17
無形固定資産合計	87	17
投資その他の資産		
長期前払費用	73	532
繰延税金資産	882	2,822
保険積立金	8,430	9,739
その他	1,682	1,373
投資その他の資産合計	11,070	14,466
固定資産合計	76,833	66,614
資産合計	192,849	166,466

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	4,664	4,736
1年内返済予定の長期借入金	※2 17,992	※2 16,332
未払金	1,841	2,014
未払費用	4,407	4,182
未払法人税等	920	104
前受金	285	2,308
加盟店売上預り金	5,998	5,550
前受収益	343	343
その他	1,211	251
流動負債合計	37,665	35,823
固定負債		
長期借入金	※2 87,747	※2 71,415
退職給付引当金	2,158	3,005
加盟店預り保証金	3,000	3,000
その他	936	936
固定負債合計	93,841	78,356
負債合計	131,507	114,179

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,959	14,959
資本剰余金		
資本準備金	4,959	4,959
資本剰余金合計	4,959	4,959
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	41,424	32,368
利益剰余金合計	41,424	32,368
株主資本合計	61,342	52,286
純資産合計	61,342	52,286
負債純資産合計	192,849	166,466

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
売上高	156,015	140,234
売上原価		
商品・原材料期首棚卸高	838	1,005
当期商品・原材料仕入高	53,961	50,300
合計	54,799	51,305
商品・原材料期末棚卸高	1,016	932
売上原価合計	53,783	50,372
売上総利益	102,232	89,861
販売費及び一般管理費	※1 103,432	※1 112,454
営業損失(△)	△1,200	△22,592
営業外収益		
受取利息	3	9
助成金収入	4,641	17,998
賃貸収入	3,744	3,744
その他	373	276
営業外収益合計	8,762	22,028
営業外費用		
支払利息	53	28
賃貸費用	2,481	2,365
その他	20	9
営業外費用合計	2,554	2,403
経常利益又は経常損失(△)	5,007	△2,967
特別利益		
固定資産売却益	※2 661	—
特別利益合計	661	—
特別損失		
減損損失	—	7,818
特別損失合計	—	7,818
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	5,669	△10,785
法人税、住民税及び事業税	1,582	209
法人税等調整額	△166	△1,939
法人税等合計	1,415	△1,729
当期純利益又は当期純損失(△)	4,254	△9,055

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	14,959	4,959	4,959	37,170	37,170	57,088
当期変動額						
当期純利益				4,254	4,254	4,254
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	4,254	4,254	4,254
当期末残高	14,959	4,959	4,959	41,424	41,424	61,342

	純資産合計
当期首残高	57,088
当期変動額	
当期純利益	4,254
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	
当期変動額合計	4,254
当期末残高	61,342

当事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	14,959	4,959	4,959	41,424	41,424	61,342
当期変動額						
当期純損失(△)				△9,055	△9,055	△9,055
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	—	—	—	△9,055	△9,055	△9,055
当期末残高	14,959	4,959	4,959	32,368	32,368	52,286

	純資産合計
当期首残高	61,342
当期変動額	
当期純損失(△)	△9,055
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	
当期変動額合計	△9,055
当期末残高	52,286

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	5,669	△10,785
減価償却費	4,780	6,329
減損損失	—	7,818
受取利息及び受取配当金	△3	△9
助成金収入	△4,641	△17,998
支払利息	53	28
固定資産売却益	△661	—
貸倒引当金の増減額(△は減少)	49	△119
退職給付引当金の増減額(△は減少)	337	847
売上債権の増減額 (△は増加)	660	133
棚卸資産の増減額(△は増加)	877	13
仕入債務の増減額(△は減少)	237	42
加盟店売上預り金の増減額 (△は減少)	798	△447
未払金の増減額 (△は減少)	△1,275	172
その他	△2,386	△1,162
小計	4,495	△15,137
利息及び配当金の受取額	3	9
利息の支払額	△54	△27
法人税等の支払額	△1,203	△1,711
助成金の受取額	4,641	17,998
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,883	1,131
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△4,075	△260
有形固定資産の売却による収入	681	—
保険の積立てによる支出	△1,269	△1,308
その他	△661	351
投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,325	△1,216
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	70,000	—
長期借入金の返済による支出	△16,809	△17,992
財務活動によるキャッシュ・フロー	53,191	△17,992
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	55,749	△18,076
現金及び現金同等物の期首残高	52,619	108,368
現金及び現金同等物の期末残高	※1 108,368	※1 90,291

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品、原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。但し、建物並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物	18～41年
構築物	10年
機械及び装置	2～8年
車両運搬具	4～6年
工具、器具及び備品	3～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）にわたり償却しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員に対する退職金の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込み額に基づき、当事業年度末に発生していると見込まれる額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 直営店事業

直営店事業においては、主にラーメン・つけ麺等の販売を行っております。このような商品の販売につい

ては顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

② FC事業

FC事業においては、国内・海外のフランチャイズ加盟店に対してのれん・レシピ・運営ノウハウ提供及び原材料・備品の提供・販売を行っております。フランチャイズ加盟店への原材料等提供・販売に係る収益については、原材料等を引き渡した時点で認識しております。また、フランチャイズ契約時に受け取る加盟金については、契約期間にわたり履行義務が識別されることから、契約期間内の経過期間に応じて収益を認識しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
固定資産	76,833	66,614
減損損失	—	7,818

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、原則として直営店舗・FC事業部で資産のグルーピングを行っており、2期連続で営業損益の実績がマイナスとなった場合、店舗固定資産の時価が著しく下落した場合等に減損の兆候があるものと判定しております。兆候が識別された店舗・事業に関して、予算を基礎として割引前将来キャッシュ・フローを見積り、減損損失の認識が必要と判断した店舗・事業については、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、減損損失を計上することとしております。減損損失の認識の要否判定において使用する将来キャッシュ・フローの見積りは、将来の売上高予測や営業利益予測等複数の仮定に基づいて算定しておりますが、これらは今後の市場の動向等により大きく影響を受け、翌事業年度以降の会計上の見積りに影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の損益計算書は、売上高は1,944千円減少し、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ1,944千円増加しております。なお、収益認識会計基準等の適用による当事業年度の期首利益剰余金に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和元年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載していません。

(未適用の会計基準等)

財務諸表に重要な影響を与えるものはありません。

(表示方法の変更)

(貸借対照表関係)

前事業年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた「前受金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「その他」に表示していた1,497千円は、「流動負債」の「前受金」285千円、「その他」1,211千円として組み替えております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、会計上の見積りが困難となるなか、当社が現時点で把握できる最善の方法により行っておりますが、その収束時期の変動によっては、今後の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	35,892千円	41,929千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
建物	17,014千円	15,750千円
土地	22,428千円	22,428千円
計	39,442千円	38,179千円

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	3,096千円	3,096千円
長期借入金	28,960千円	25,864千円
計	32,056千円	28,960千円

(損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
役員報酬	17,442千円	18,360千円
給料手当	39,569千円	42,192千円
貸倒引当金繰入額	65千円	△119千円
退職給付費用	337千円	847千円
減価償却費	2,897千円	4,446千円
管理諸費	10,727千円	12,838千円
おおよその割合		
販売費	35.22%	35.65%
一般管理費	64.78%	64.35%

※2 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
車両及び運搬具	661千円	－千円
計	661千円	－千円

※3 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
油そば周平(愛媛県松山市清水町2丁目15-10)	営業用店舗	建物、機械及び装置、工具、器具及び備品

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位としてグルーピングし、減損損失の認識を行っております。その結果、収益性が著しく低下した店舗について、当該店舗の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失7,818千円として計上しております。その内訳は、建物7,269千円、機械及び装置310千円及び工具、器具及び備品239千円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	257,000	—	—	257,000
合計	257,000	—	—	257,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	257,000	—	—	257,000
合計	257,000	—	—	257,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
現金及び預金	108,368千円	90,291千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金を金融機関借入により調達しております。また、資金運用については、安全性の高い預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、ほとんど6か月以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金として調達しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権について、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

借入金について、各金融機関の借入金利の一覧表を作成し、金利状況をモニタリングしております。営業債務及び借入金は、資金計画表を作成する等の方法により資金管理を行っております。

③ 営業債務について、月次単位で資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（令和3年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金（1年内返済予定を含む）	105,739	104,813	△925
負債計	105,739	104,813	△925

(※) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」「加盟店売上預り金」については、現金であること、及び短時間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

当事業年度（令和4年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金（1年内返済予定を含む）	87,747	87,001	△745
負債計	87,747	87,001	△745

(※) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」「加盟店売上預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（令和3年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	108,368	—	—	—
売掛金	4,676	—	—	—
合計	113,045	—	—	—

当事業年度（令和4年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	90,291	—	—	—
売掛金	6,486	—	—	—
合計	96,778	—	—	—

(注) 2. 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（令和3年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	17,992	16,352	13,326	12,168	12,168	33,733

当事業年度（令和4年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	16,332	13,346	12,168	12,168	12,168	21,565

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベル分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	87,001	—	87,001
負債計	—	87,001	—	87,001

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度として退職一時金制度を採用しております。当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	1,821千円	2,158千円
退職給付費用	337千円	847千円
退職給付引当金の期末残高	2,158千円	3,005千円

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	2,158千円	3,005千円

貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	2,158千円	3,005千円
退職給付引当金	2,158千円	3,005千円
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	2,158千円	3,005千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 337千円 当事業年度 847千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	64千円	－千円
貸倒引当金	82千円	35千円
退職給付引当金	735千円	1,024千円
減損損失	－千円	2,665千円
税務上の繰越欠損金 (注) 2	－千円	889千円
繰延税金資産小計	882千円	4,615千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	－千円	△1,737千円
評価性引当額小計 (注) 1	－千円	△1,737千円
繰延税金資産合計	882千円	2,877千円
繰延税金負債		
未収事業税	－千円	△55千円
繰延税金負債合計	－千円	△55千円
繰延税金資産純額	882千円	2,822千円

(注) 1. 評価性引当額が1,737千円増加しております。この増加の内容は、減損損失に係る評価性引当額を追加的に認識したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度 (令和3年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (令和4年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	－	－	－	－	－	889千円	889千円
評価性引当額	－	－	－	－	－	－	－

繰延税金資産	—	—	—	—	—	889千円	(b)889千円
--------	---	---	---	---	---	-------	----------

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額で有ります。

(b) 将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度	当事業年度
	(令和3年3月31日)	(令和4年3月31日)
法定実効税率	34.1%	34.1%
(調整)		
住民税均等割	3.7%	△1.9%
評価性引当額の増減額	△12.3%	△16.1%
その他	△0.5%	△0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.0%	16.0%

(資産除去債務関係)

当社はオフィス、飲食店の直営店事業における店舗の不動産賃貸契約に基づき、オフィス等の退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃貸資産の使用期間が明確でなく、将来移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができないため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(賃貸等不動産関係)

当社では、愛媛県今治市において、令和2年1月1日より賃貸用の店舗（土地を含む。）を有しております。

令和4年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は1,378千円（賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

(単位：千円)

		前事業年度	当事業年度
		(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
貸借対照表計上額	期首残高	40,706	40,071
	期中増減額	△635	△1,892
	期末残高	40,071	38,179
期末時価		33,866	32,969

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 期末の時価は、「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資

源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社は、事業ごとに包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

当社は「直営店事業」及び「FC事業」の2つを報告セグメントとしております。

セグメント区分	主要業務
直営店事業	ラーメン・つけ麺を中心とした飲食店の運営、製麺の販売、イベントへの参加
FC事業	国内外のFC店へのロイヤリティ・原材料、及び備品の販売

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注) 1	財務諸表計上 額 (注) 2
	直営店事業	FC事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	109,300	46,714	156,015	—	156,015
計	109,300	46,714	156,015	—	156,015
セグメント利益又は損失 (△)	22,141	18,258	40,400	△41,600	△1,200
セグメント資産	67,313	11,850	79,164	113,685	192,849
セグメント負債	3,176	10,951	14,128	117,378	131,507
その他項目					
減価償却費	2,070	—	2,070	2,710	4,780
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	228	—	228	3,846	4,075

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失 (△) の調整額△41,600千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額113,685千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない本社の現金及び預金であります。

(3) セグメント負債の調整額117,378千円は、主に報告セグメントに帰属しない本社の長期借入金であります。

2. セグメント利益又は損失 (△) は、財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注) 1	財務諸表計上 額 (注) 2
	直営店事業	FC事業	計		

売上高					
外部顧客への売上高	98,499	41,734	140,234	—	140,234
計	98,499	41,734	140,234	—	140,234
セグメント利益又は損失(△)	8,281	14,957	23,238	△45,831	△22,592
セグメント資産	13,207	13,173	26,381	140,085	166,466
セグメント負債	2,903	12,672	15,575	98,604	114,179
その他項目					
減価償却費	2,147	—	2,147	4,182	6,329
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	532	—	532	—	532

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失(△)の調整額△45,831千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額140,085千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない本社の現金及び預金、賃貸不動産であります。

(3) セグメント負債の調整額98,604千円は、主に報告セグメントに帰属しない本社の長期借入金であります。

2. セグメント利益又は損失(△)は、財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前事業年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	財務諸表 計上額
	直営店事業	FC事業	計		
減損損失	7,818	—	7,818	—	7,818

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

前事業年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
1株当たり純資産額	238.69円	203.45円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	16.55円	△35.24円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	4,254	△9,055
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	4,254	△9,055
普通株式の期中平均株式数(株)	257,000	257,000

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	50,422	—	7,269 (7,269)	43,153	19,820	2,461	23,332
構築物	6,195	—	—	6,195	2,994	619	3,201
機械及び装置	3,735	272	310 (310)	3,698	3,698	376	0
車両運搬具	7,782	—	—	7,782	5,095	2,264	2,686
工具、器具及び 備品	11,002	260	462 (239)	10,800	10,320	538	480
土地	22,428	—	—	22,428	—	—	22,428
有形固定資産計	101,568	532	8,041 (7,818)	94,059	41,929	6,259	52,129
無形固定資産							
ソフトウェア	350	—	—	350	332	70	17
無形固定資産計	350	—	—	350	332	70	17
長期前払費用	73	458		532	—	—	532

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

機械及び装置	一番町周平店	製麺機	272千円
工具、器具及び備品	一番町周平店	製氷機	260千円

2. 「当期減少額」欄の () 内は、内書きで減損損失の計上額であります。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	17,992	16,332	0.3	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	87,747	71,415	0.3	令和4年4月15日～ 令和13年7月15日
合計	105,739	87,747	—	—

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
 2. 長期借入金及びリース(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	13,326	12,168	12,168	12,168

【引当金明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期末増加額 (千円)	当期末減少額 (目的使用) (千円)	当期末減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	269	150	—	269	150

- (注) 貸倒引当金の「当期末減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	1,112
預金	
普通預金	82,677
定期預金	6,500
計	89,178
合計	90,291

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
T J M F O O D S L L C	2,500
A d v a n c e T o p L t d	1,193
株式会社にしやん	813
株式会社こんどる	617
株式会社磯邊組	505
株式会社ムーンラン	360
E h i m e F o o d s C o . , L T D	350
その他	145
合計	6,486

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
4,676	40,878	39,068	6,486	85.76%	49.84日

③ 商品

区分	金額(千円)
ビール・酒	22
F C店販売用元ダレ・調味料等	257
合計	280

④ 原材料及び貯蔵品

区分	金額(千円)
原材料	
食材・醤油ダレ等	822
計	822
貯蔵品	
F C店・直営店 器	201
F C店販売用Tシャツ	48
直営店用Tシャツ・前掛け	112
寸胴、防水キッチンタイマー	71
切手	2
計	437
合計	1,259

⑤ 買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
大西商事株式会社	1,325
株式会社梶田商店	878
ビッグ珈琲株式会社	751
有限会社徳島屋	558
その他(9件)	1,222
合計	4,736

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3箇月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎年9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アールジャパン
株主名簿管理人	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アールジャパン
取次所	株式会社アイ・アールジャパン 本店
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 http://www.az-earth.com/
株主に対する特典	なし

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和4年6月28日

アザース株式会社
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス
札幌事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士

堀 俊介

指定社員
業務執行社員

公認会計士

御器理人

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアザース株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アザース株式会社の令和4年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。